

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 15日

群馬県知事 様



提出者 〒370-1135  
住 所 群馬県佐波郡玉村町大字板井10番地

氏 名 大塚食品株式会社 群馬工場  
工場長 伊藤 啓人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0270-65-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大塚食品株式会社 群馬工場
事業場の所在地	群馬県佐波郡玉村町大字板井10番地
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

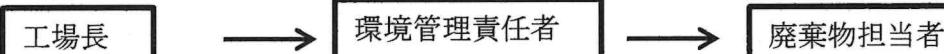
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	飲料製造業
②事業の規模	売上高 6億 9千 8百万円
③従業員数	34 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	当工場から発生する産業廃棄物は、製造現場からの廃プラスチック類、金属くず、廃油、排水処理工程からの汚泥である。 汚泥は自社脱水工程を経て、中間処理業者に委託後、肥料化される。 他の廃棄物については、中間処理業者に委託後、再生利用される。

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	960 t	0.45 t
(これまでに実施した取組)			
廃酸は薬剤により中和処理を行い、製品廃液と共に自社排水工程にて処理。汚泥に関しては前年同様、薬剤にて汚泥の可溶化を行い減容化。また、集中生産化を行い、排水処理工程にて発生する余剰汚泥の低減に努めた。廃油、廃プラ、金属に関しては生産量の増減が大きく影響するが、安定作業化、作業効率を向上させる事で製造工程からの廃棄物の発生を抑制した。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	940 t	0.44 t
(今後実施する予定の取組)			
分別強化への取り組みと併せ、大きなウェイトを占めている余剰汚泥の削減に繋がる運転管理方法を作成し運用する。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙（有価）、廃プラスチック、金属ゴミ、廃プラスチック（金属混合）、廃油、廃酸、廃アルカリ、蛍光灯（水銀使用製品）、汚泥（廃製品、水処理樹脂類、脱水汚泥）、木くず、廃電池類
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別活動の継続を周知。 分別内容と置場についての連絡確認を再実施。

廃プラスチック類	金属くず	動植物性残さ	
20 t	1.63 t	35.99 t	t

廃プラスチック類	金属くず	動植物性残さ	
19.5 t	1.59 t	35.2 t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	898 t	t
(これまでに実施した取組) 前年同様、薬剤にて汚泥の可溶化を行い減容化。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	880 t	t
(今後実施する予定の取組) 薬剤にて汚泥の可溶化を行い減容化。（継続） 必要に応じて余剰汚泥抑制剤の再使用も検討する。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
①現状	全処理委託量	62 t	0.45 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	0.45 t
	再生利用業者への 処理委託量	62 t	0.45 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 分別強化、分別精度の強化を継続して行い、ゴミコンテナの増設も併せ、廃棄物管理体制の強化を行っている。 それに加え、安定作業化、作業効率を向上させる事で製造工程からの廃棄物の発生を抑制した。 遊休設備品の整理により金属くずは微増。 動植物性残さは製品回収により一時的に増。			

t	t	t	t

t	t	t	t

廃プラスチック類	金属くず	動植物性残さ	
20 t	1.63 t	35.99 t	t
3.68 t	1.63 t	t	t
16.32 t	t	35.99 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	汚泥
②計画	全処理委託量		60 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	60 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(今後実施する予定の取組) 安定作業化、作業効率を向上させる改善を継続し、製造工程からの廃棄物の発生を抑制させていく。			
※事務処理欄			

廃プラスチック類	金属くず	動植物性残さ	
19.5 t	1.59 t	35.2 t	t
3.5 t	1.59 t	t	t
16 t	t	35.2 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。